

平成31年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名	総務省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の拡充及び延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を認める措置。 ・ 特例措置の内容 消費税率の引上げを見据えつつ、中小企業の防災・減災対策を促進する観点も踏まえながら、商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資を引き続き促進すべく、必要な見直しを行った上で、適用期間を2年間延長する。 		
関係条文	<p>租税特別措置法第42条の12の3、第68条の15の4 地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号</p>		
減収見込額	<p>[初年度] ー（ ▲340 ） [平年度] ー（ ▲340 ） [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>（1）政策目的 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げ及びこれによる経済情勢の悪化懸念を見据えつつ、店舗・サービスの質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 地域密着型の内需産業であり、地域経済と雇用を支える商業・サービス業は、デフレの進行や消費マインドの低下、大規模店との価格競争といった厳しい経営環境に置かれており、売上高営業利益率等の基礎体力も弱い業種である。 そのような状況の中で、平成26年4月には消費税率が5%から8%へ引き上げられ、特に商業・サービス業は対消費者産業であるため、一部の特殊な業種を除き、消費税率引上げ分の価格転嫁ができていない事業者の割合がその他産業に比べて低い状況であり、日本商工会議所の行った調査では小売業の約4割、卸売業やサービス業で約3割の企業が消費税率の引上げ後、売上が減少している。 平成31年10月に予定されている更なる消費税率の引上げ(平成28年8月24日閣議決定)に際しても中小商業・サービス業の経営体力に深刻な打撃を与え、これらの事業者の収益・雇用の縮小を招き、地域経済・雇用に大きな影響を与える可能性があることから、商品・サービスレベルの向上や他店との差別化や事業の効率化、経費削減等を図る設備投資を後押しし、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目指す。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

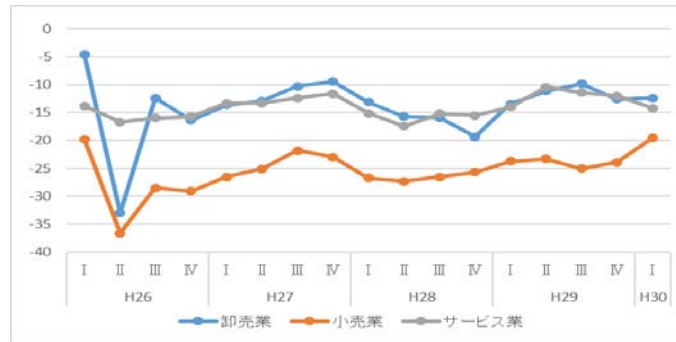
	政策体系における政策目的の位置付け	【総務省政策評価書】 V. 情報通信 (ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進
	政策の達成目標	中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日 (2 年間)
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
合理性	政策目標の達成状況	<p>中小商業・サービス業の平成 29 年度の売上高 D I は、平成 28 年度と比較し改善傾向。本税制も売上額の増加を後押ししている。更なる消費税率の引き上げを見据え、引き続き支援が必要。</p> <p>＜中小商業・サービス業の売上高 D I の推移＞</p> <p>(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	(適用件数) 平成 31 年度 4,406 件 平成 32 年度 4,375 件 ※平成 28 年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業実態基本調査等より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本税制は、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者はより効果的な経営改善に資する設備投資を行うことができる。 なお、これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(小売業)や、食器洗浄機(飲食サービス業)、厨房機器(宿泊業)、最新の美容機器(美容業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が利用できる他の設備投資促進税制としては、中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制がある。前者は、主として機械装置等の投資促進を目的としており、後者は、中小企業経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備を導入した場合により効果の高い措置(即時償却等)を利用できる税制となっている。 これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。 また、設備投資に当たり、商工会議所等のアドバイス機関から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。

税負担軽減措置等の 適用実績	平成 25 年度 3,293 件 平成 26 年度 5,462 件 平成 27 年度 4,892 件 平成 28 年度 4,500 件 (※租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書)
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	【平成 28 年度】 (道府県民税) 特別償却 約 0.3 億円 税額控除 約 0.4 億円 (事業税) 特別償却 約 2.6 億円 税額控除 — (市町村民税) 特別償却 約 1 億円 税額控除 約 1.3 億円 (地方法人特別税) 特別償却 約 1.1 億円 税額控除 —

これまでの利用実績として、冷凍ショーケース導入、什器の入れ替え、内装の改修等を行い、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの（小売業）や、食器洗浄機（飲食サービス業）、厨房機器（宿泊業）、最新の美容機器（美容業）を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せられている。

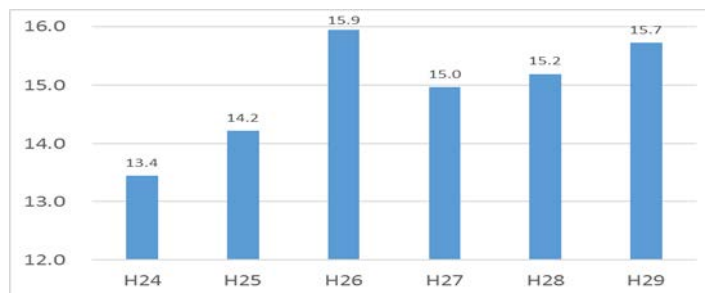
平成 29 年度の売上高 DI は、平成 28 年度と比較し改善傾向。設備投資を行った事業者についても、平成 29 年度は平成 28 年度と比較し増加傾向にある。

＜中小商業・サービス業の売上額 DI の推移＞（再掲）



（出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」）

＜中小商業・サービス業者のうち、設備投資を実施した事業者の割合＞



（出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」）

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

前回要望時の達成目標	中小商業・サービス業における質の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の業況は持ち直しつつあるが、直近では弱い動きがみられており、売上高も伸び悩んでいる。また、円高の影響及び世界経済リスク等を背景として、先行きは不透明な状況にあり、マクロベースでの設備投資対キャッシュフロー比率は減少・横ばい傾向で、未だ積極的な設備投資までには至っていない状況。 税制によるインセンティブ効果もあって、中小企業の設備投資実施企業割合等は改善傾向にあるが、先行きが不透明な状況もあり、設備投資の動向は不安定な状況にある。
これまでの要望経緯	平成 25 年度 創設 平成 27 年度 2 年間の延長（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長） 平成 29 年度 2 年間の延長（平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長）